**資料２－３**

医療法施行規則第１条の14第７項第１号及び第２号に該当する場合における診療所の療養病床又は一般病床の設置等に関する指導指針　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| 表題　医療法施行規則第１条の14第７項第１号及び第２号に該当する場合における診療所の療養病床又は一般病床の設置等に関する指導指針 | 表題　医療法施行規則第１条の14第７項第１号又は第３号に該当する場合における診療所の一般病床の設置等に関する指導指針 |
| （趣旨）第１条　この指針は、現に開設している診療所又は開設しようとする診療所について医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第１条の14第７項第１号及び第２号に該当するとして医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第７条第３項の許可を受けないで療養病床若しくは一般病床を設け、又は療養病床若しくは一般病床の病床数を増加しようとする者（以下「開設者」という。）に対し、地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第２条第１項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築に寄与することを目的として、知事が行う行政指導の内容となる事項を定めるものとする。 | （趣旨）第１条　この指針は、現に開設している診療所又は開設しようとする診療所について医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第１条の14第７項第１号又は第３号に該当するとして医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第７条第３項の許可を受けないで一般病床を設け、又は一般病床の病床数を増加しようとする者（以下「開設者」という。）に対し、大阪府保健医療計画（以下「医療計画」という。）に基づく医療提供体制の整備の推進に寄与することを目的として、知事が行う行政指導の内容となる事項を定めるものとする。 |
| （事前協議）第２条　知事は、開設者に対し、療養病床若しくは一般病床の設置又は療養病床若しくは一般病床の病床数の増加について、有床診療所（増床）計画書（別記様式）を提出し、事前に協議をするよう指導する。２　知事は、前項の協議（以下「事前協議」という。）をしようとする開設者（法人にあっては、当該法人の代表者及び当該法人が開設する診療所の管理者を含む。）に対し、次に掲げる要件を満たすよう指導する。(1)　次のいずれかに該当する者にあっては、事前協議をする日の前日までにその状況を改善していること。イ　医療法、医師法（昭和23年法律第201号）その他関係法令の違反がある旨を知事から指摘された者ロ　その提供する医療が医療法、医師法その他関係法令の趣旨に照らし著しく適正を欠くと認められる者(2)　前号に掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者にあっては、当該指摘を受けた日又は当該行為があった日から起算して５年を経過していること。イ　医療法、医師法その他関係法令の重大な違反がある旨を知事から指摘された者ロ　イに掲げるもののほか、犯罪又は医事に関する不正の行為があった者(3)　事前協議に係る診療所の存する区域（医療法第30条の４第２項第12号の区域（以下「区域」という。）をいう。）において医療機関を開設している者にあっては、事前協議をする日の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の病床稼動率（前年度における当該医療機関の療養病床又は一般病床の延べ入院患者の数を前年度の日数で除して得た数を当該医療機関の療養病床又は一般病床の病床数で除して得た率をいう。以下同じ。）がおおむね80パーセント以上であること。ただし、病床稼動率が低いことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。 | （事前協議）第２条　知事は、開設者に対し、一般病床の設置又は一般病床の病床数の増加について、有床診療所（増床）計画書（別記様式）を提出し、事前に協議をするよう指導する。２　知事は、前項の協議（以下「事前協議」という。）をしようとする開設者（法人にあっては、当該法人の代表者及び当該法人が開設する診療所の管理者を含む。）に対し、次に掲げる要件を満たすよう指導する。(1)　次のいずれかに該当する者にあっては、事前協議をする日の前日までにその状況を改善していること。イ　医療法、医師法（昭和23年法律第201号）その他関係法令の違反がある旨を知事から指摘された者ロ　その提供する医療が医療法、医師法その他関係法令の趣旨に照らし著しく適正を欠くと認められる者(2)　前号に掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者にあっては、当該指摘を受けた日又は当該行為があった日から起算して５年を経過していること。イ　医療法、医師法その他関係法令の重大な違反がある旨を知事から指摘された者ロ　イに掲げるもののほか、犯罪又は医事に関する不正の行為があった者(3)　事前協議に係る診療所の存する区域（医療法第30条の４第２項第10号の区域をいう。）において医療機関を開設している者にあっては、事前協議をする日の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の病床稼動率（前年度における当該医療機関の一般病床の延べ入院患者の数を前年度の日数で除して得た数を当該医療機関の一般病床の病床数で除して得た率をいう。以下同じ。）がおおむね80パーセント以上であること。ただし、病床稼動率が低いことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。 |
| （保健医療協議会等への出席）第３条　知事は、開設者に対し、前条の事前協議が調った後に開催される区域における医療・病床懇話会（部会）及び保健医療協議会に出席し、有床診療所（増床）計画書の内容を説明するよう求める。 |  |
| （計画書の内容に係る指導）第４条　知事は、開設者に対し、大阪府医療審議会から諮問に対する同意の答申があった後速やかに有床診療所（増床）計画書の内容を実施するよう指導する。２　知事は、必要と認めるときは、開設者に対し、有床診療所（増床）計画書の内容を変更し、又は中止するよう指導する。 | （計画書の内容に係る指導）第３条　知事は、開設者に対し、事前協議が調った後速やかに有床診療所（増床）計画書の内容を実施するよう指導する。２　知事は、必要と認めるときは、開設者に対し、有床診療所（増床）計画書の内容を変更し、又は中止するよう指導する。 |